

大阪市立矢田西中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月8日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「差別やいじめを許さない生徒、お互いを尊重し、健やかで心豊かな生徒、積極的に学習に取り組み、探究心に富んだ生徒」育成のために「大阪市立矢田西中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①差別やいじめを許さない生徒の育成に努め、互いに違いを認め合い、協力し支え合う集団を育成する。
- ②教職員の人権感覚を磨き、支援の必要な生徒や保護者に寄り添い、ともに歩もうとする態度を育成する。
- ③生活に根ざした学力と進路を得ることのできる生徒を育てる。

3. いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ①生徒に基本的生活習慣を定着させるとともに、学校行事・学年行事等の取り組みの中で、しっかりした規範意識をもたせ、生徒の授業の取り組む姿勢の改善や学習意欲の向上を図っていく。

- ②習熟度別2分割授業などの少人数指導やT.Tによる指導を行なうことにより、生徒の実態に沿ったきめ細かな授業を実施し、基礎学力の定着、応用力の育成などの最善の学習効果を目指す。
- ③全教職員が研究授業を実施するとともに、生徒による授業アンケートを実施し、その結果をフィードバックすることにより、指導力の向上を図る。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①生徒会活動や学級活動、部活動において、一人一人が活躍することができるよう役割分担等を配慮するとともに、活動の充実を図る。
- ②望ましい集団活動を通して、信頼関係を築き、自他を尊重し、社会に貢献する姿勢を養うとともに、人間としての生き方についての自覚を深める。
- ③生徒の個性を認めながら、誉めるべきところはしっかりと誉める指導を推進するとともに、厳しく指導する場合は「ダメなものはダメ」という毅然とした態度での指導に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①学級活動や道徳をはじめ、教育活動全体で、「いじめ」は、人権侵害であり犯罪行為にもつながるものであることを認識させるとともに、「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導を行ない、「いじめ」を許さない雰囲気をつくる。
- ②学級活動や体験活動、人権講演会などを通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取り組みを行なう。
- ③ケータイやスマホ、ネット上などの情報モラルについて、外部講師を招いて生徒向け講演会を実施する。

4. いじめの早期発見についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①日頃の生徒観察や教育相談から気づいたことを関係教員で共有できる体制を整えるとともに、教職員が人権感覚を磨き、生徒からの「サイン」を見落とさないようにする。
- ②アンケート調査を実施し、気づきにくい「いじめ」に対して、早期発見に努める。
- ③スクールカウンセラーやいじめ相談窓口の周知を行ない、生徒が相談できる体制を整える。

5. いじめの早期解決についての取り組み

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①次項に掲げる校内組織を中心とし、全教職員が一丸となって問題解決に取り組むとともに、教育委員会へ報告し、連携して対応する。

②地域や関係諸機関と定期的に情報交換を行なうなど、連携して「いじめ」の早期発見・早期解決に取り組む。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「いじめ」対策委員会

＜構成＞ 管理職・生徒指導主事・学年主任・人権教育主担 (H28.4.1改訂)

※ 事案に応じて、担任あるいは部活動顧問等を加える。

＜役割＞

・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

②生活指導部

＜構成＞ 生徒指導主事・生活指導部長・各学年から2名

※ 事案に応じて、担任あるいは部活動顧問等を加える。

＜役割＞

・学校全体において、いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。

・各学年や教科担当、部活動顧問等からいじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、関係教職員とともに、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

③学年会

＜構成＞ 学年主任、学級担任を含め5～6名

※ 事案に応じて、部活動顧問等を加える。

＜役割＞

・当該学年において、いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。

- ・当該学年において、いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、上記の2組織と連携して、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

《委員会の開催時期・回数》

- | | |
|-------------|------|
| ①「いじめ」対策委員会 | 年2回 |
| ②生活指導部 | 各月1回 |
| ③学年会 | 各月1回 |

※3組織とも臨時会議・緊急会議を開催することがある。

《調査・保管等》

- | | |
|--|----------|
| ①児童生徒対象いじめアンケート調査 | 年3回（各学期） |
| ・1・2年生のアンケートは卒業まで、3年生のアンケートは卒業してから1年間の保管とする。 | |
| ②教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 | 年2回 |
| ③①、②に基づいた資料・報告書等 | 年3回（各学期） |
| ・②、③の資料・報告書等については、1年生は7年間、2年生は6年間、3年生は8年間、保管する | |

《研修会》

時宜に応じた内容で年1回以上開催

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校の情報をホームページや学校だよりなどにより積極的に発信する。
- ②学校協議会やPTAと連携して、保護者・地域の意向の把握に努め、開かれた学校づくりを推進する。
- ③地域の青少年指導委員や保護司との意見交換会の開催などを通して、協力体制を強化する。

(3) 取組内容の検証

学校評価アンケートの結果を検証することにより、「いじめ」の未然防止・再発防止の推進についての方法を改善していく。

7. 重大事案への対処

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、

①速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行なう。

- ②全教職員が情報を共有し、団結して問題解決に取り組む。
- ③誠意ある対応に努め、被害生徒及びその保護者への適切な情報提供を行なう。
- ④被害生徒のケアに最善を尽くすとともに、加害生徒への指導や全体指導により再発防止に努める。
- ⑤保護者会やマスコミ等の外部への対応は、管理職に一本化する。

いじめ発見の際の流れ

